

「第278回判例・事例研究会」

「同一・類似ドメイン名の差止めの可否について」

日 時	平成30年11月21日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 中村 駿

【判例】

事件の表示	東京地裁平成13年4月14日
事案の概要	<p>Xは携帯電話に関する通信サービスを提供し、「J-PHONE」というサービス名称の使用を開始した会社であり、Yは水産物、食品などの輸入販売を主たる目的とする会社であったところ、Yは、「j-phone.co.jp」のドメイン名（以下「本件ドメイン名」という。）の割当てを受け、「http://www.j-phone.co.jp」というインターネット上のアドレスにおいて、インターネットのウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）を開設した。</p> <p>本件ウェブサイトにおいては、トップページに「J-PHONEのホームページへようこそ！」というフレーズ、また、Xのグループ会社のリンク先が表示されていると共に、閲覧者が「J-PHONEをご利用頂きましてありがとうございます」「御注文はここを今すぐクリック！！」等の表示の下の項目をクリックすると、ゴルフのレッスンビデオ、スケルトン使用の携帯電話機、アルコール消臭・酵母商品についての販売広告が表示される体裁となっていた。</p> <p>そこで、XはYに対し、Yの本件ドメインの使用が、不正競争防止法2条1項1号、2号における「商品等表示」の「使用」に当たるものとして、同法3条に基づき、本件ドメインの使用の差止めを求めた。</p>
論点	Yによる本件ドメイン名の使用が、不正競争防止法2条1項1号、2号における「商品等表示」の「使用」に当たるか。

<p>参照条文等</p>	<p>◆条文◆</p> <p>不正競争防止法</p> <p>第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>1 一 <u>他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為</u></p> <p>二 <u>自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為</u></p>
<p>判旨</p>	<p>本来ドメイン名は登録者の名称やその有する商標等、登録者と結びつく何らかの意味のある文字列であることは予定されていないが、登録者の名称、社名、その有する商標等をドメイン名として登録することが通常行われていることに照らせば、ドメイン名の登録につき先願主義が採られていること、登録に際して既存の商標等に関する権利との抵触の有無についての審査は行われていないことなどから、利用者としてはドメイン名が必ずしも登録者の名称等を示しているとは限らないことを認識しつつも、ドメイン名が特定の固有名詞と同一の文字列である場合などには、当該固有名詞の主体がドメイン名の登録者であると考えるのが通常と認められる。</p> <p>そうすると、ドメイン名の登録者がその開設するウェブサイト上で商品の販売や役務の提供について需要者たる閲覧者に対して広告等による情報を提供し、あるいは注文を受け付けているような場合には、ドメイン名が当該ウェブサイトにおいて表示されている商品や役務の出所を識別する機能をも有する場合があります。得ることになり、そのような場合においては、ドメイン名が、不正競争防止法2条1項1号、2号にいう「商品等表示」に該当することになる。</p> <p>そして、個別の具体的事案においてドメイン名の使用が「商品等表示」の「使用」に該当するかどうかは、当該ドメイン名が使用されている状況やウェブサイトに表示されたページの内容等から、総合的に判断するのが相当である。</p> <p>これを本件についてみるに、本件ウェブサイトには「J-PHONEをご利用頂きましてありがとうございます」といった表示がされたウェブページと共に、「御注文はここを今すぐクリック！！」という表示の下に…クリックすると、それぞれ、ゴルフのレッスンビデオ、いわゆるスケルトン仕様の携帯電話機、アルコール消臭・酵母食品についての販売広告が表示される体裁となっていた。また、「J-PHONEへのご意見・ご質問をお寄せください」「ホームページにてご回</p>

	<p>答させていただきます」といった表示もされていた。</p> <p>上記によれば、本件ウェブサイトにおいては、レッスンビデオ、携帯電話機、酵母食品等についての販売広告とともに注文の受付がされているところ、ウェブページ上には前記のとおり「J-PHONE」の語を含む表示がされており、この表示においては「J-PHONE」の語が本件ウェブサイトの開設者を示すものとして用いられていることが明らかである。そうすると、本件ウェブサイトにおいて、「J-PHONE」の語は、本件ウェブサイトを開設し、ウェブサイト上で前記商品を販売する者を示すものとして用いられていると認められる。</p> <p>そこで、次に本件ドメイン名「j-phone.co.jp」と上記表示「J-PHONE」とを比較すると、本件ドメイン名から第2ドメイン以下の「co.jp」を除いた、登録者を示す第3ドメインである「j-phone.」は、「J-PHONE」のアルファベットが小文字になったにすぎないものである。</p> <p>以上を総合すれば、本件ドメイン名は、本件ウェブサイト中の「J-PHONE」の表示とあいまって、本件ウェブサイト中に表示された商品の出所を識別する機能を有していると認めるのが相当である。したがって、被告の本件ドメイン名の使用は、不正競争防止法2条1項1号、2号にいう「商品等表示」の使用に該当するものというべきである。</p>
<p>関連判例</p>	<p>大阪地裁平成23年6月30日判決 大阪高裁平成25年3月7日判決（モンシュシュ事件）</p>
<p>解説</p>	<p>菓子の製造業販売を業とする X は、菓子及びパンを指定商品とし、「MONCHOUCHOU」等の商標権を有していたところ、洋菓子の製造業者である Y が、ドメイン名として「mon-chouchou.com」との表示を使用していたこと等から、X が Y に対し商標の使用差止を請求した事案において、Y は、上記標章はホームページのアドレスであって、商標として使用していないものとして争ったが、判旨は、当該ドメイン名は、Y が販売する商品の保冷バッグや包装用紙袋に表記され、また、Y のトラックの車体広告に記載されていること等からすれば、Y 商品ないし Y の営む洋菓子販売業に係わる広告的機能を発揮していること、Y が当該ドメイン名を使用し、商品の販売や役務の提供について、閲覧者に対し広告等による情報を提供しあるいは注文を受け付けている場合、当該ドメイン名は、当該ウェブサイトにおいて表示されている商品や役務の出所を識別する機能を有しており、商標として使用されているといえるところ、Y は、ウェブサイト上で、Y 商品の情報を提供し、注文を受け付けているから、当該ドメイン名はホームページのアドレスの一部として使用されているものではなく、出所識別商標としても使用されているものとして、商標としての使用を認め、X の請求を認めた。</p>

